

教育委員会定例会事項書

平成31年1月16日(水)

9:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 岩崎委員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 報告題

報告 1 訴えの提起に係る専決処分について

報告 2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

報告 3 平成30年11月いじめ防止強化月間の取組について

4 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

平成30年12月14日（金）

開会 13時30分

閉会 14時05分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 森脇委員

4 採択議案の件名

議案第35号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第36号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 障がい者雇用の取組について

報告2 事務局職員の人事異動報告について

報告3 三重県いじめ防止基本方針の改定について

報告4 平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

20. 00 AM 10/08/06

1. *What is the best way to approach a new customer?*
2. *How do you handle a customer who is upset?*
3. *What is the best way to follow up with a customer?*
4. *How do you handle a customer who is not interested in your product?*
5. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
6. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
7. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
8. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
9. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
10. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*

11. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
12. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
13. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
14. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
15. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
16. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
17. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
18. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
19. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
20. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*

21. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
22. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
23. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
24. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
25. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
26. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
27. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
28. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*
29. *What is the best way to handle a customer who is not paying their bill?*
30. *How do you handle a customer who is not satisfied with your product?*

報告 1

訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり平成31年三重県議会定例会2月定例月会議へ報告するので、報告する。

平成31年1月16日提出

三重県教育委員会事務局
教育財務課長

the following is a brief description of the

method used to obtain the data.

The data were collected from 1990 to 1993.

1990

DATA FOR THE 1990 STUDY

Methods

The data for the 1990 study were collected from 1990 to 1993.

The data were collected from 1990 to 1993.

報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次とのおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 年月日

三重県知事 鈴木英敬

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に關し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行つた。

区分	住所所	氏名	専決年月日
教育委員会	大阪府大阪市港区市岡元町1丁目3番14号 グレース太陽1003号 伊勢市吹上2丁目6番6号 伊勢市岩瀬1丁目10番19号	南平怜那 (連帯保証人) 奥野淳 南平伊久	平成30年10月9日
教育委員会	北牟婁郡紀北町相賀562番地2 北牟婁郡紀北町相賀562番地2	北村衣里 (連帯保証人) 長田真理	平成30年10月9日

【報告第 号 専決処分の報告について】

2 終

		今 井 鮎 美	平成30年10月9日
教育委員会	愛知県名古屋市瑞穂区雁道町1丁目16番地 アメニティ雁道1003号 愛知県名古屋市瑞穂区雁道町1丁目16番地 アメニティ雁道1003号 熊野市木本町371番地	(連帯保証人) 鈴木みどり 今井利行	
教育委員会	津市香良洲町5078番地	(連帯保証人) 後藤和彦	平成30年10月9日

訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

本件については、いずれも返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成30年3月に知事名で最終催告を行いましたが、指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続（※）を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

当該手続は平成30年10月9日にそれぞれ行いましたが、同月15日から翌月13日までの間に、それぞれ相手方から分納を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

（※）支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。【参考資料2】

2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

氏名	貸与期間	滞納金額
南平怜那 (連帯保証人) 奥野淳	平成16年4月～平成19年3月	787,600円
(連帯保証人) 南平伊久		
北村衣里 (連帯保証人) 長田真理	平成19年4月～平成22年3月	118,000円

今井鮎美		
(連帯保証人) 鈴木みどり	平成19年4月～平成22年3月	583,000円
(連帯保証人) 今井利行		
(連帯保証人) 後藤和彥	平成21年4月～平成24年3月	141,500円

3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

支払督促制度の概要等

1 支払督促制度の概要

① 債務者の住所地の裁判所に申し立てる。(=「訴えを提起」した日)



【支払督促の利点】

- 手続きが簡便（①から④までだと 30 日程度）
- 手数料が通常訴訟等の半額
- 債権額は、通常訴訟と変わりなし。（少額訴訟は 60 万円が限度）

② 裁判所が債務者に督促する



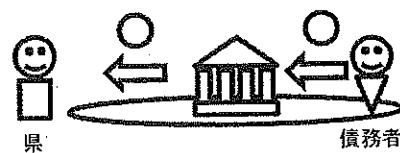
③ 債務者が督促内容に異議がない場合



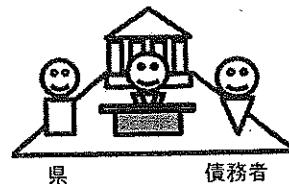
③' 債務者から異議申立てがあった場合



④ 申立通りの債務名義が取得できる。



④' 通常裁判に移行する。

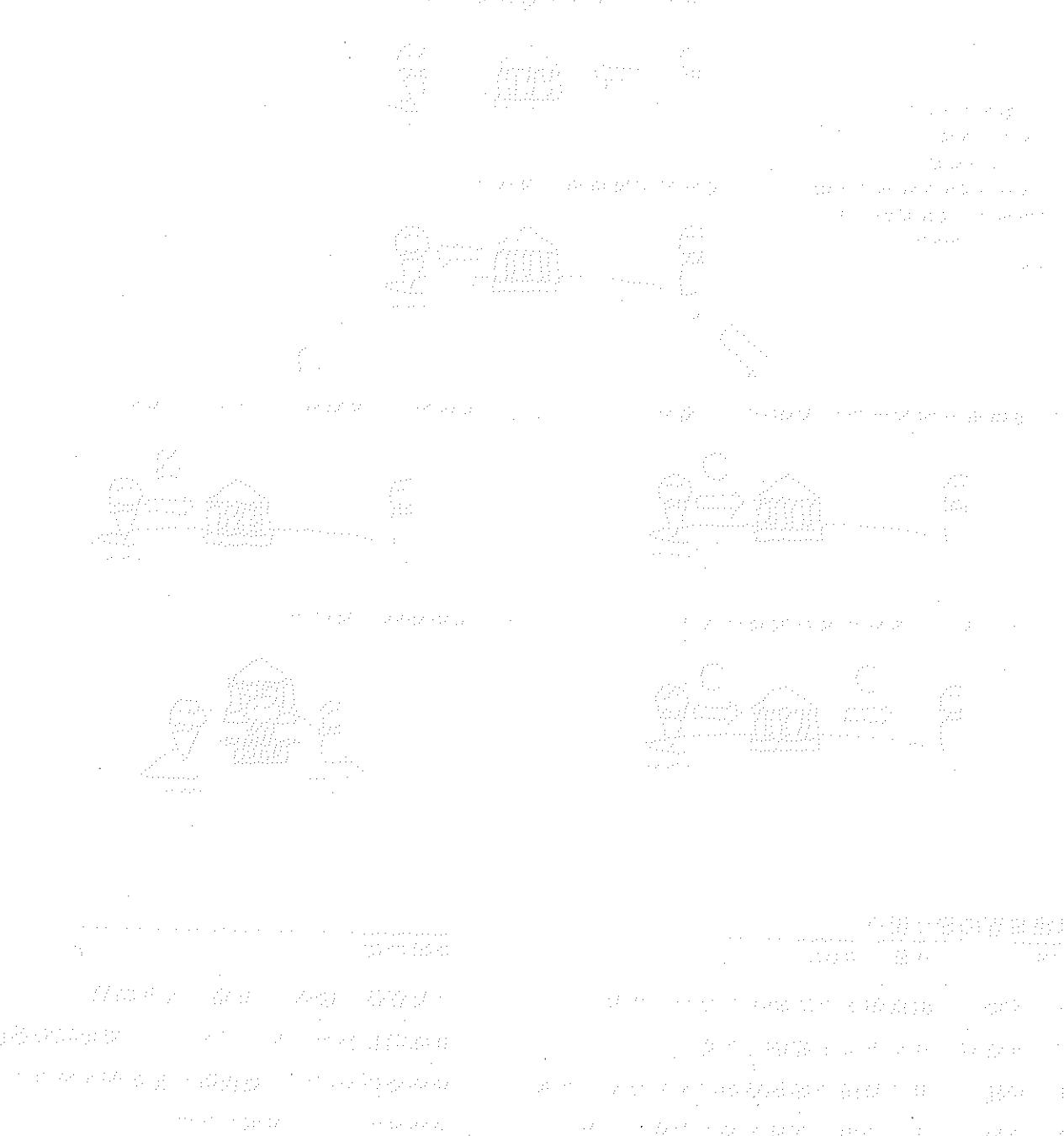


2 債権管理の取り組み

段階	対象（原則）	取組内容
第1段階	納期限までに納付しなかった者	文書督促（催告）、架電、自宅訪問
第2段階※	6か月以上滞納した者	債権回収会社（サービサー）へ債権回収委託
第3段階	第2段階で滞納解消に至らなかった者	最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て
第4段階	第3段階で債務名義を取得した者	強制執行による債権の回収

the $\mathcal{O}(\log^2 n)$ time complexity of the algorithm.

4



報告 2

平成 31 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

平成 31 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

平成 31 年 1 月 16 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

(別紙)

平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 平成30年12月15日(土)

試験内容 筆答試験、小論文、面接

2 結果

職種 実習助手

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
高等学校	農業	2	7	7	2
	工業(機械系) (自動車を含む)	2	12	10	2
	工業(建築系) (インテリアを含む)	2	6	5	2
合計		6	25	22	6

報告 3

平成 30 年 11 月いじめ防止強化月間の取組について

平成 30 年 11 月いじめ防止強化月間の取組について、別紙のとおり報告する。

平成 31 年 1 月 16 日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

平成 30 年 11 月いじめ防止強化月間の取組について

平成 30 年 4 月 1 日に施行された「三重県いじめ防止条例（以下「条例」という。）」では、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年 4 月及び 11 月をいじめ防止強化月間（以下「強化月間」という。）としています。11 月の強化月間中のいじめの防止に向けた機運の醸成や児童生徒の主体的な取組の主な内容は、以下のとおりです。

強化月間に合わせて、県立学校では、高等学校（全日制 54 校、定時制 11 校）65 校中 42 校、特別支援学校 18 校中 14 校が、学校の実態に応じていじめの防止に向けて取り組みました。

1. 社会総がかりでのいじめの防止に向けた機運の醸成

（1）いじめ防止フォーラム

日 時：11 月 1 日（13 時 30 分から 16 時 30 分まで）

参加者：約 1,100 人（教職員 500 人 行政関係者 260 人 保護者 110 人 県民 230 人）

内 容

これまでに登録いただいた「いじめ防止応援サポーター」の紹介を行ったほか、高校生によるいじめ防止行動宣言や事業者、スポーツ関係者、保護者、教育関係者、高校生がパネリストとなり、それぞれの立場でいじめから子どもたちを守るために大人の役割について意見交換をしました。子どもたちからは、いじめられていることを言うことはハードルが高いことであり、先生や周りの大人等が変化に気付き行動を起こして欲しいという意見が出されました。大人が自らの言動が子どもたちに影響を及ぼすことを認識して、子どもたちとしっかりコミュニケーションを取り、注意深く観察するなどして、解決に向けて早期に対応することが大切であることが確認されました。

（2）ピンクシャツ運動の推進

学校では、児童会や生徒会が呼びかけるなどして、名札にピンクのリボンをつけたり、ピンクのシャツや小物を身につけあいさつ運動を実施したり、文化祭で保護者と連携して取り組みました。また、いじめ防止応援サポーターでは、主催のイベントで参加者と一緒に取り組んだり、仕事の際にピンクのシャツを着て接客するなど事業者の特性に応じて取り組みました。

ピンクシャツ運動に取り組んだ県立学校は、高等学校（全日制 54 校、定時制 11 校）では 65 校中 17 校、特別支援学校では 18 校中 8 校でした。

- (3) ポスターによる啓発
- 掲示場所：県内の学校、大学、高等専門学校、いじめ防止応援センター事業所（活動場所）、近鉄主要駅構内等
- (4) 映画上映の幕間に活用した啓発
- 対象映画館：イオンシネマ（東員、桑名、鈴鹿、津、津南）
実施期間：11月2日～30日
- (5) いじめ防止応援センターの主体的な取組
- <登録数：89事業者・団体・個人（1月11日現在）>
- 《地域交流広場ネットワーク》
- 主催のイベント「2018ピンクシャツデー」ピンクのシャツを着て集まろう 歌フェス」を11月17日に開催し、参加者にいじめ防止についてのメッセージを付箋に書いてもらい掲示した。また、桑名市社会福祉協議会多度支所長によるいじめ防止アピールを行った。
- 《eisu グループ》
- いじめ防止7か条を作成し、県内の全ての教室に掲示し、子どもや保護者へ啓発をしている。また、職員が子どもの様子をよく観察し、サポートとしての役割を果たすよう努めている。（11月以降継続中）
- 《公文式学習塾》
- 11月の火曜日、金曜日の教室日にスタッフのべ4名ずつと指導者がピンクの腕輪をはめ、採点指導。来年4月も同様にする予定。スタッフがピンクのシャツや腕輪等を身につけ、子どもたちにいじめの防止について話をする機会をもつた。
- 《相好体操クラブ》
- 毎月の社内会議において、各教室の子どもたちの様子について情報交換をする中で、いじめに係る事案については、必ず報告をすることとし、その後の対応について協議し、対策を講じている。
- 《小林豊子着物学院分校》
- 12月21、22日に主催イベントを実施して、いじめ防止フォーラム会場でのぼりとともに撮った写真とポスターを掲示し、サポーターとして活動を推進していることを来場者に伝え知ってもらった。
- 《社会福祉法人A》
- 学童保育所支援員（補助員も含む）の研修会を実施し、三重県いじめ防止フォーラムのパネルディスカッションで意見のあつたいじめ防止の取組として、①子どもの声に耳を傾ける②大人の役割を自覚する③当事者意識をもつことを伝え、いじめを起こさないポイントや、実践について意見交流した。
- 《児童養護施設》
- 子どもの人権ノートを活用した茶話会を開催し、職員とともに、人権

について話し合う機会をもった。

《（株）サノプランニング》

従業員がピンクのシャツを着て、来客者に対してもいじめの防止のための啓発を行った。（11月1日）

《津みなみクリニッククリニック》

玄関、待合室にいじめ防止のポスターを掲示するとともに、クリニックの業務用自動車にステッカーを貼付したり、ホームページへ掲載するなど、啓発を行っている。（11月以降継続中）

《個人》

ピンクシャツ運動のパンフレットを子どもが通う学校に渡し、働きかけたところ、11月30日を学校のピンクシャツデーとし、全校で取り組んだ。3年生では、Tシャツの形にピンク色の紙を切り、いじめについての自分の考えをボードに貼った。

2 いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組

《上野高校》

上野市駅前で「ストップ！いじめ 上野高校」と書いたカードを掲げ、いさつ運動を実施した。また、生徒会役員と学校がいじめ防止に向けての標語を募集し、優秀作品をポスターやピンクTシャツ作成時の広報用標語として利用した。

11月19日～22日をピンクシャツWEEKとし、教員が、ピンクTシャツ等を着用して啓発を行うとともに、上野駅等で朝の挨拶運動を生徒主体で実施し、駅では啓発ティッシュを一般の方に配布した。

《志摩高校》

生徒会が中心となり、学校全体で3日間のピンクシャツデーを設定した。生徒会がピンクのヘアゴムを全生徒教職員に配付、11月19日～21日の3日間、髪を結んだり、手首にはめたりしていじめ反対の意思表示をした。授業公開週間でもあり、来校者にも運動への参加を依頼した。

《特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校》

文化祭来場者に対して、児童生徒会長が作成した「ピンクシャツデー」の説明と「いじめを無くしたい」とする自分たちの願いを記したメッセージを、ピンクの紙にプリントして配布した。小中学部でも、紙すきの授業で作成した作品にピンクのカードを添えて、来場者に配布した。

《桑名工業高校》

生徒が近隣の企業で出た廃材を活用し、8月の高校生意見交流会で作成された行動宣言とピンク色をあしらったボールペンを啓発物品として製作した。

《宇治山田商業高校》

生徒会執行部が、11月を「いじめ防止月間」として捉え、標語を作成し、全校生徒集会において、現状を伝え、当事者（被害者、加害者）、第三者の視点で説明を行い、全校生徒に「いじめ」の無い学校生活を呼びかけた。

標語「気づこうよ いじめといじりの 境界線」

（11月から12月の期間、教室に掲示）

《宇治山田高校》

8月に開催された「高校生意見交流会」の参加生徒が、2学期終業式で全校生徒にいじめ防止に向け生徒間での話し合いを促した。

また、生徒会役員と美術部・漫画研究部の部員が、ピンク色の缶バッジ等を共同制作し、3学期に全校生徒に配布して、いじめ反対の意思表示をする予定。

《桑名市小学校》

児童集会で総務委員会が『○っ子 にこにこ5カ条』を発表し、いじめのない学校、一人一人が居心地のよい学校、クラスを目指していくことを呼びかけた。

【○っ子 にこにこ5カ条】

第1条 相手の気持ちをよく考えて行動する

第2条 わる口を言わない

第3条 自分がやられていやなことはしない

第4条 なかまはずれにしない

第5条 注意されたらすなおにあやまる

《四日市市小学校》

名札にピンクのリボンをつけ、ピンクシャツ運動に参加した。

《人権学びの発表会》

11月4日の標記発表会において、参加生徒がいじめ防止のメッセージを書いたピンク色のガムテープを自主的に制服の上から貼り、会場全体でピンクシャツ運動に参加し、いじめ反対の意志表示をした。

3 児童生徒等がいじめの防止の重要性の理解を深めるための教育・啓発

《四日市中央工業高校》

文化祭でPTA役員がバザー（焼きそば販売）でピンクのシャツを着て、いじめ反対の意思表示をした。オープニングでは校長がピンクのシャツを着て、いじめ撲滅の話とピンクのシャツ運動について話をした。

《かがやき特別支援学校緑ヶ丘校》

「ピンクのかがや木」運動と題し、院内学級を除く全校児童生徒の手形をピンク色で取り、画用紙に描いた木に貼り付けていった。また、友だちにしてもらって嬉しかったことを別紙に記入し、木の幹に貼り

付け、他学部との交流を図るとともに他者や家族への思いやりや感謝の気持ちを育んだ。

《桑名高校定時制》

Line 株式会社の社員のワークショップ形式の講演を聞いた。講演では、言葉カードや写真カードを使い、どのように感じどのように受け止めたかを体験するとともに、一つの写真から読み取ることができる情報を探し、写真を掲載する注意点や情報の知識を体験し、個人で文字や写真など、感じ方や受け止め方が違うことも体験した。

《松阪市中学校》

廃品収集で地域の方との関係を深め、地域で気になることがあれば連絡をいただくようにした。また、家庭・地域向け啓発資料を保護者には全員、地域には約 700 の自治会に回覧を依頼し、いじめ撲滅に向けた協力を依頼した。

《伊賀市中学校》

文化祭で、「いじめ防止にかかる中学生交流会」参加生徒がその内容について発表し、生徒、保護者、地域の方々に対して、いじめについて考える機会とした。

4 今後の取組

今後、強化月間中の主な取組については、県教育委員会のホームページ等で紹介していきます。

4月と11月の強化月間では、いじめ反対の意志表示をするピンクシャツ運動を推進するとともに、メディアの活用や様々な機会を利用していじめの防止に向け機運の醸成を図るための啓発を進めます。

学校においては、4月は環境が変わる節目の時期であることから、入学式や始業式、学級開き、PTA 総会等の場を利用して児童生徒や保護者に対して、いじめの防止等の重要性に関する理解のための啓発を行うよう学校に対して周知していきます。また、いじめの防止に向けた意識を改めて醸成する機会と捉え、いじめの防止に向けた学校・学級目標を設定するなどして、児童生徒一人ひとりが自らの行動を考える機会とします。11月は、各学校の教育活動に基づく主体的な取組の推進や家庭や地域と連携した取組を進めます。

社会総がかりでいじめの問題を克服するため、今後もいじめ防止応援センターの拡大に努めるとともに、センターと連携し、各センターの特性に応じた主体的な取組が進むよう働きかけてまいります。

THE TANG DYNASTY

CHIEN

在中國歷史上，唐太宗是個極為重要的人物。他繼承了隋朝的統一，並進一步擴張了國土。他的政策和治政，對中國歷史產生了深遠的影響。他的一生，充滿了許多鮮明的特點，這些特點在他與民、與臣、與敵的關係中表現得最為明顯。他對人民採取寬厚仁愛的政策，對臣子則獎勵忠誠，對外敵則堅強果敢。他的這些特點，使他在中國歷史上佔據着一個重要的地位。

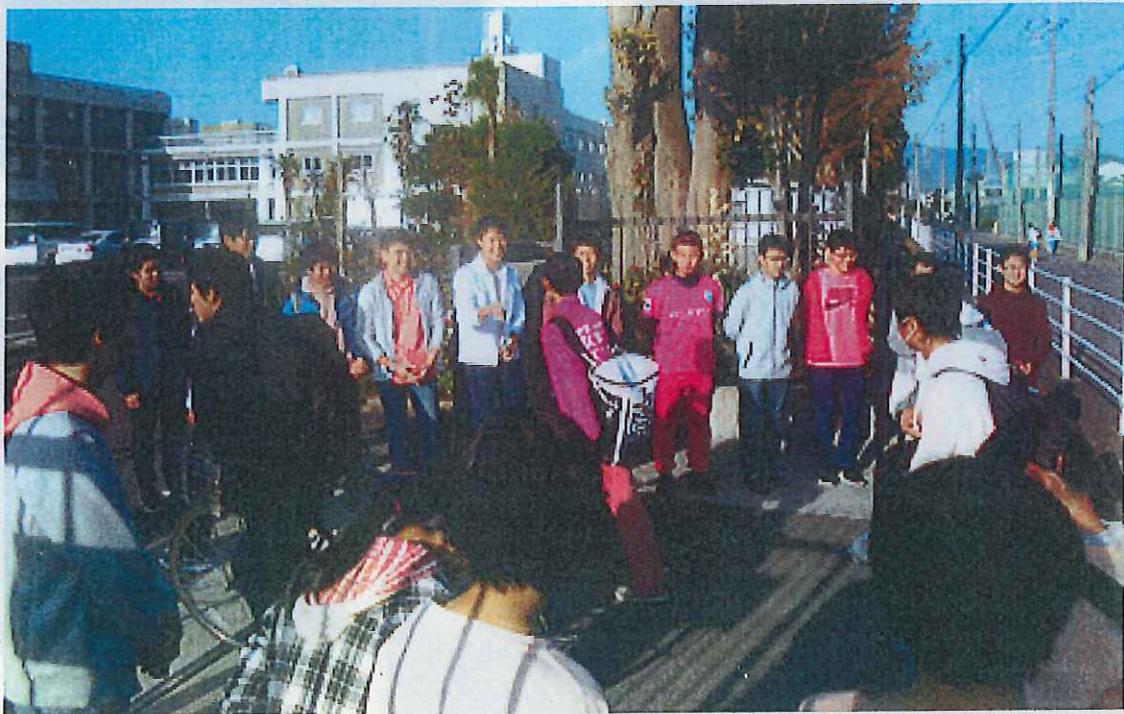
唐太宗在位期間，中國社會得到了很大的發展。農業生產得到進一步的提高，手工業也有了長足的進步。政府對外政策的開放，使得中國與東方和西方的貿易往來更加頻繁。這一切都為中國社會的繁榮奠定了基礎。唐太宗的治政，還有一個顯著的特點，那就是他對文人學士的重視。他常常與他們交游，並向他們徵求意見。這使得當時的文化藝術得到了很大的發展。在他的時代，中國文學、藝術、哲學等領域都取得了許多成就。唐太宗的治政，為中國歷史開創了一個新的時代。他的一生，是中國歷史上一個偉大的時代的代表。

平成 30 年 11 月 いじめ防止強化月間の取組について

社会総がかりでのいじめの防止に向けた機運の醸成

○ ピンクシャツ運動の推進

津高校：あいさつ運動とピンクシャツ運動



相可高校

《生徒会からのお知らせ》

生徒会



相可高生で

「いじめを許さない」意思表示をしませんか！

ピンクシャツデー運動

制服なのでピンクのリボンを付ける

リボン・安全ピンはHRにて配布

義務ではありません

先生方にも

何らかのピンクアイテムをつけてもらいます

期間は 11 月 19 日（月）～ 30 日（金）

☆ 11 月は、いじめ防止強化月間

ピンクシャツデー運動のシンボルとなつたのは、カナダの学生が起こした行動に出向します。賛同は NGO の、カナダ・ノースシア州のハイスクールです。♀生徒（中学生 3 年生）の男子生徒がピンクのシャツを着て登校したことから、ホセセラントルードが立ち寄り事件を受けたとされてしましました。その出来事を聞いた上級生のティーバド・トライス氏（♀生徒 3 年生）の娘にとっては、その学校で過ごす最後の日でした。

「もしかして、もう、うんざりだ！」パクションを起こそう！」
そう思ったふたりは、その日の放課後、ディスカウントストアへ行き、15 枚（約 1m²）のピンク色のシャツやタンクトップを買いこんだ。そして、翌日の夜、学生の部屋で表示板やメール等を通じてクラスメートたち呼びかけました。

「明日、一斉にピンクシャツを着よう」と。
翌朝、ふたりはピンク色のシャツやタンクトップを入れたビニール袋を手に登校しました。袋について紹介で配りはじめようとしたふたりの母に取った片星…
それはピンクシャツを着た生徒たちが次々と登場していく姿でした。ピンクシャツが目立たなくなってきた生徒たちは、リバーハンサムなど、ピンク色のリボンを胸元につけて登校してきました。頬が赤く元気で、全員にピンク色をまとった生徒もいました。

ひとりの意見は一瞬のうちに広まっていたのです。
ふたりが呼びかけた人質の人質が多く、周囲の人たちがピンクシャツやピンク色のものを身につけて登校してきたことで、その日、学校がピンク色に染まりました。いじられた生徒は、ピンク色を身についたままたちで立たれる子の様子を見て、長い月がかりたような安堵の表情を浮かべていたそうです。以来、その学校でいじめを聞くことはなくなりました。

いじめに対して、学生たちは苦難や暴力ではなく行動で意思表示をしようと立ち上げたのです。
カナダの学生が起こした行動が元メディアで取り上げられると、瞬く間にカナダ全土へと広がり、アメリカのトーキョーやスペイン最大の新聞でも紹介されるなどして、世界へと広がっていました。メディアで報じたことが紹介された日には、アメリカ、イギリス、ブルガリア、イスラエルなどの元へ多国の人質や恐れを伝えるメールが届いたといい大きな声が持続します。この行動がきっかけとなり、現在、カナダでは毎月 1 月は「いじめ防止月間」、11 月は「いじめ防止強化月間」として、学校・企業・個人を含む真面目な人々がピンクシャツを着て「いじめ反対」のメッセージを送っています。

津西高校



《生徒会執行部》



《職員室》



《バスケットボール部》



《お知らせ》

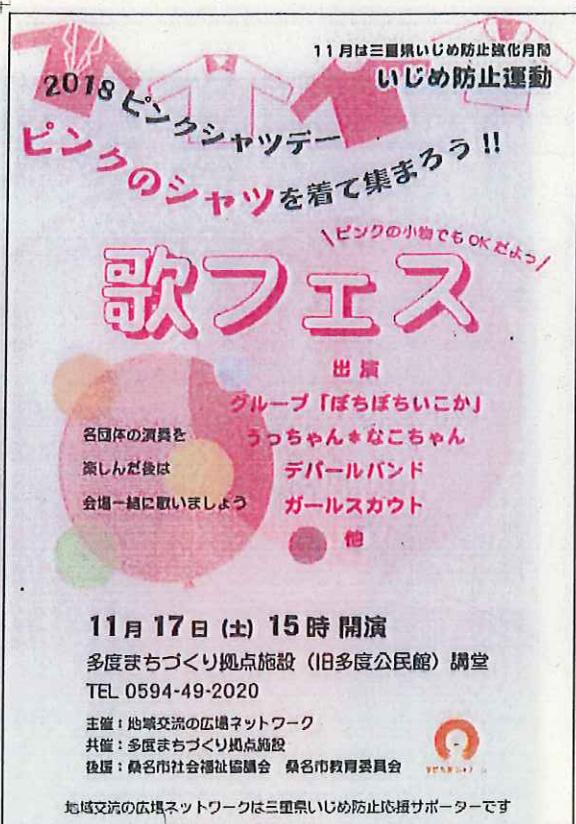
○ポスターによる啓発



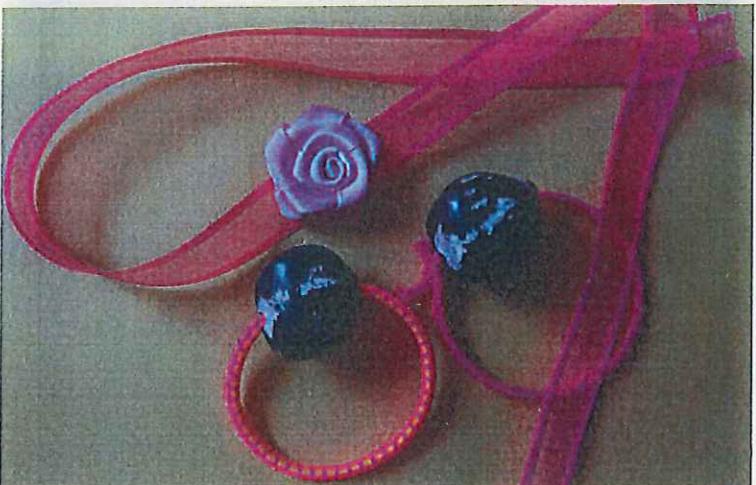
県内の学校、大学、高等専門学校、いじめ防止応援センター事業所（活動場所）、近鉄主要駅構内等で掲示されています。

いじめ防止応援センターの主体的な取組

地域交流広場ネットワーク



《イベント参加者への配付物》



《イベントチラシ》

eisu グループ

《いじめ防止 7 か条》

eisu group いじめ防止 7 か条

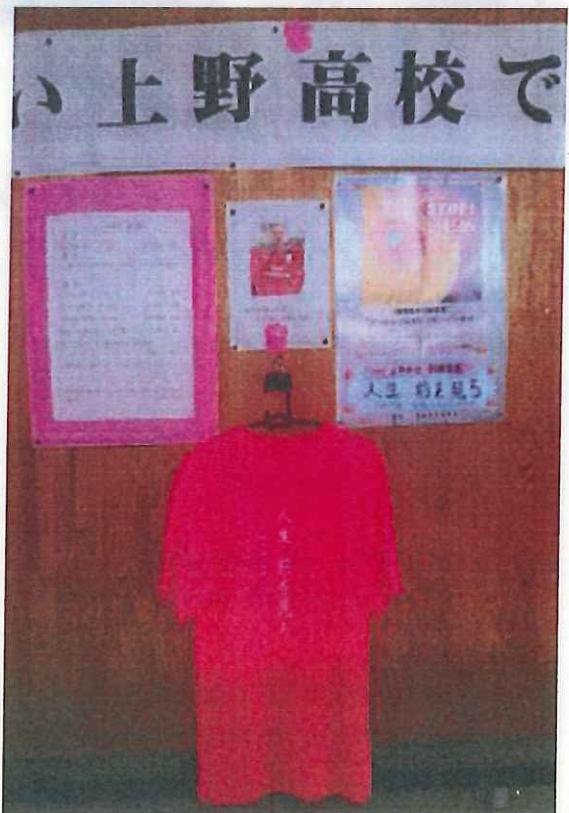
1. eisu ではいじめを決して許しません。
2. どんなことがあっても、他の子にいじめを行ってはいけません。
3. もし自分がいじめられていると感じたら、すぐに先生や保護者に相談してください。
4. いじめを見たり、聞いたりしたら、すぐに先生や保護者に相談してください。
5. いじめかどうかは、いじめられている子どもの立場に立って考えてください。
6. いじめの報告があったら、関係の保護者などに報告し、解決するよう努めます。
7. eisu ではみんなが安心して学習できるように努めます。

いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組

上野高校



《上野市駅前のあいさつ運動》



《優秀標語を記載したピンクシャツ》



《学校でのあいさつ運動》



《行動宣言を記載した啓発物品》

特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校

ピンクシャツデーとは
力なた生まれの「いじめ反対運動」です。
No BULLY(いじめ反対!)と書いたピンクのシャツを着て、
いじめ反対を訴えます。
この運動は、大人から子どもまで参加できます。
現在では、日本、力なたなど数十九箇・地域でピンクシャツデーキャンペーンが行われています。

くろしお学園おわせ分校は、「光いっぱい! 元気いっぱい!
笑顔いっぱい!」の学校です。
私たちもこの運動に参加して、社会から「いじめ」を防ぐしていきたいです。

くろしお学園おわせ分校 呉童生徒会



(児童生徒会作成のメッセージ)

人権まなび発表会



11月4日に開催された人権まなび発表会では、参加生徒がいじめ防止のメッセージを書いたピンク色のガムテープを自ら制服の上から貼り、会場全体でピンクシャツ運動に参加し、いじめ反対の意志表示をした。

児童生徒等がいじめの防止の重要性の理解を深めるための教育・啓発

四日市中央工業高校



《PTAで取り組んだピンクシャツ運動》

桑名工業高校



全館禁煙の方へ

生徒が近隣の企業で出た廃材を活用し、8月の高校生意見交流会で作成された行動宣言とピンク色をあしらったボールペンを啓発物品として製作しました。

《生徒が製作したボールペン》